

防衛省航空自衛隊と宇宙航空研究開発機構の
気象に関する衛星データ等の提供・利用に関する協定

防衛省航空自衛隊（以下「空自」という。）と、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は、相互に密接な連携のもとそれぞれの業務の推進を図るため、気象に関する衛星データ等の提供及び利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、空自が日本国の安全保障上必要な情報収集及び分析を行うため、JAXAより提供される衛星で観測される気象に関する衛星データ等を利用し、JAXAが航空宇宙分野の研究開発を促進するため、空自より提供される航空気象情報を利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

（1）衛星データ

JAXAが保有し運用する衛星による気象等の観測データ及びJAXAが作成するプロダクト（これらに関連する技術情報を含む）。

（2）地上気象レーダデータ

JAXAが保有し運用する地上気象レーダによって観測されたデータ及びJAXAが作成するプロダクト（これらに関連する技術情報を含む）。

（3）航空気象情報

空自が保有する気象に関するデータ及び情報（他機関等から入手した情報を除く）。

（4）分析プロダクト

前3号のデータ及び情報に基づき本協定の目的のために独自の分析を行ったもの。

（データの提供）

第3条 空自及びJAXAは、双方協議の上で、本協定の取組みに必要な前条に定めるデータ、情報及び分析プロダクト（以下「データ等」とい

う。)を相手方に提供する。

- 2 空自及び JAXA は、前項の規定により提供されたデータ等を効果的に利用するため、相手方から技術的な事項に関する助言を受けることができる。

(費用分担)

- 第4条 本協定の実施に関して、空自及び JAXA は自らの費用を負担する。
- 2 空自及び JAXA の間に直接的な経費が発生する場合には、相互に協議して定めるものとする。

(業務の委託)

- 第5条 JAXA は、第3条の提供に係る業務の一部を第三者(以下「受託者」という。)に委託できるものとする。
- 2 JAXA は、前項の規定により委託する場合、本協定に定める自己の責任・義務について受託者に遵守させるよう必要な措置を講じるものとする。

(免責事項)

- 第6条 空自及び JAXA はデータ等の品質の確保及び適時の提供に努めるが、必ずしもそれを保証するものではない。
- 2 空自及び JAXA は衛星・レーダ・センサの不具合、運用上の制約、その他の事由により、データ等を相手方に提供できない事態が生じたとしても責を負わない。
 - 3 空自及び JAXA は前項によりデータ等を提供できない場合、速やかに相手方に通知するものとする。

(データの利用条件)

- 第7条 空自は、JAXA から提供を受けた衛星データ、地上気象レーダデータ、ならびに分析プロダクトを、情報共有及び支援の目的で日本国政府内で提供若しくは開示し、又は外国政府機関との情報協力のために提供若しくは開示することができる。ただし、当該提供又は開示に当たって、空自は JAXA が原初データの配布者である旨の表示をしなければならない。また、可能な範囲で提供、開示先について JAXA に通知するものとする。
- 2 JAXA は、空自から提供を受けた航空気象情報及び分析プロダクトを、自己の研究開発の目的で利用(自己の研究開発目的で自己以外の者をし

て利用させる場合を含む。) することができる。ただし、当該利用により得られた研究開発成果を第三者に開示又は公表する際には、別段の合意がある場合を除き、あらかじめ空自の同意を得るものとする。

(データ等の権利)

第8条 衛星データ、気象レーダデータの権利に関しては、次の各号に従うものとする。

- (1) JAXA は、空自に提供する全ての衛星データ、地上気象レーダデータ及び分析プロダクトに係る知的財産権その他一切の権利を保持する。
- (2) 空自は、JAXA に提供する航空気象情報及び分析プロダクトに係る知的財産権その他一切の権利を保持する。
- (3) 相互の連携によって共同で得られた成果については、空自及び JAXA は両者協議のうえ、その取扱い(当該権利の持分を含む。)を定めるものとする。

(利用推進会議)

第9条 本協定の活動を円滑に行うために、空自及び JAXA は、利用推進会議を設け、年1回開催する。

- 2 利用推進会議では、利用推進に関する方針の決定及び衛星データの利用状況報告等を実施するとともに、分析プロダクト、衛星データ利用技術及び将来の衛星開発等に関する意見交換を実施する。また、必要に応じ、本協定に定めのない事項について相互に協議し、別に定める。
- 3 利用推進会議の空自の代表者は航空気象群副司令、JAXA の代表者は第一宇宙技術部門地球観測統括が務めることとし、委員は、空自及び JAXA がそれぞれ選出する。

(研修員の派遣)

第10条 空自は、本協定の目的のために必要がある場合には、JAXA の了解を得て、研修員として JAXA の施設内又は JAXA の指定する場所へ職員を派遣することができる。ただし、派遣にあたっては、空自は JAXA に対して受入可否の調整を行い、空自及び JAXA は別途書面にて受入の内容及び条件等を確認する。

(提供制限)

第11条 JAXA は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成14

年法律第161号)の主務大臣から同法第26条第1項の規定に基づく求めがあった場合には、同条第2項の規定によりその求めに応じるものとする。

(成果に係る情報提供)

第12条 空自は、JAXAが衛星データ、地上気象レーダデータの利用に係る成果等を国による評価等のために報告する際や、JAXAの将来衛星・レーダ・センサ等の研究開発を行う際は、空自による衛星データ、地上気象レーダデータの利用によって得られた成果等について、可能な範囲でJAXAに情報提供する。

(安全保障に係る情報の保全)

第13条 空自がJAXAに安全保障上の保全を求める情報(以下この条において「取扱注意情報」という。)については、空自からJAXAに取扱注意情報である旨の資料表示、又は取扱注意情報であることを告げた上で口頭で開示され、速やかにその要旨を書面で明示する。JAXAは指定された取扱注意情報を、当該提供の実施以外の目的で、空自の許可なく部内外への利用又は公表等を行ってはならない。

2 JAXAは、取扱注意情報を適切に保全するための措置を受託者に講じさせなければならない。

3 空自は、前項の規定の実施にあたり防衛省の秘密保全に関する規則を遵守した上で必要な事項をJAXAに伝達するものとする。

(技術情報等に係る秘密保持)

第14条 空自及びJAXAは、本協力の実施により得られた相手方の技術情報等(第12条に規定する安全保障に係る情報を除く技術上及び業務上の一切の情報、以下同じ。)であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は相手方より秘密であることを告げた上で口頭で開示され、速やかにその要旨を書面で明示された情報について、秘密を保持するように適切に管理し、本協力に従事する者以外の者に漏えいし又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

(1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

(2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が

立証できるもの。

- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
- (4) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (5) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- (6) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、開示の要求を受けた者は、その旨を相手方に遅滞なく通知しなければならない。

(協定の変更)

第15条 空自及び JAXA は、協議のうえ、本協定を変更することができる。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定発効の日から2025年3月31日までとする。ただし、空自又は JAXA のいずれかより終了の申し出がない限り、1年ごとに自動更新されるものとする。

2 本協定を解約する場合は、解約する日の3か月前までに、書面をもって相手方に解約の申出をし、双方の合意をもって、本協定を終了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、当該条項に定める知的財産権の存続期間中効力を有するものとし、第12条及び第13条までの規定は、本協定の終了後も効力を有するものとする。

(疑義)

第17条 本協定で定めるもののほか、疑義が生じた場合は、空自及び JAXA が協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するものとして、この協定書3通を作成し、空自、JAXA 第一宇宙技術部門及び JAXA 航空技術部門それぞれ代表者が記名のうえ、各1通を保有する。

2024年3月27日

東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省航空幕僚監部
運用支援・情報部長



茨城県つくば市千現2丁目1-1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
第一宇宙技術部門長



東京都調布市深大寺東町7-44-1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
航空技術部門長

